

太上下水第 270 号
令和 6 年 6 月 11 日

太子町行財政審議会長 様

太子町長 沖汐 守彦



水道料金の改定について（諮問）

全国において、水道事業は、保有する資産の老朽化や災害対策、物価上昇等により費用が増加する一方で、人口減少等に伴う収益の減少などにより、経営環境は厳しさを増しています。

このような状況においても、将来にわたり安定的な水道水の供給を維持するため、令和 5 年度に中長期的な経営の基本計画である「太子町水道ビジョン改定版」を策定し、健全な財政運営と計画的な更新事業に取り組むこととしました。

その中で、本町の水道料金は、平成 19 年度（平成 20 年 1 月）以降、消費税率の改定分を除き据え置いてきましたが、水道ビジョンにおける今後の更新需要等を見据え、財源の根幹となる給水収益の確保のために改定することとしており、事業の運営状況や課題などを踏まえた上で、経営の健全性と持続性の確立に向けた料金の水準について検討し、その改定案を作成する必要があります。

つきましては、水道事業の安定的な事業経営に資する水道料金の適正な単価について、太子町行財政審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。